

■点検項目 21 関係（労働者派遣をするときの明示・説明）

派遣元事業主は、労働者派遣（労使協定に係るものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、当該派遣労働者に対し、文書の交付等により、派遣先の変更に伴う均等・均衡待遇の確保により大きく変更されることがあり得る労働条件に関する事項を明示するとともに、派遣元事業主が講ずる措置も大きく変更されることがあり得ることから、労働条件に関する事項と併せて当該措置についても説明することが義務付けられています（派遣法 31 の 2③）。

また、派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、労働者派遣をする旨、当該派遣労働者に係る就業条件並びに派遣先の事業所単位の期間制限に抵触することとなる最初の日及び派遣労働者個人単位の期間制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければなりません（派遣法 34）。

さらに、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額を明示しなければなりません（派遣法 34 の 2②）。

【明示事項】

[1] 労働条件の明示（派遣法 31 の 2③）

協定対象派遣労働者以外の派遣労働者にあつては①から⑥に掲げる事項、協定対象派遣労働者にあつては⑥の括弧書きに掲げる事項を明示しなければなりません。

① 賃金*の決定等に関する事項

※退職手当、臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給及び能率手当を除く。

② 休暇に関する事項

③ 昇給の有無

④ 退職手当の有無

⑤ 賞与の有無

⑥ 協定対象派遣労働者であるか否か（協定対象派遣労働者である場合には、当該協定の有効期間の終期）

[2] 就業条件等の明示（派遣法 34）

① 派遣労働者が従事する業務の内容

② 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

③ 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称、所在地その他派遣就業の場所及び組織単位

④ 派遣先のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

⑥ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

⑦ 安全及び衛生に関する事項

⑧ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

⑨ 派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

- ⑩ 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項として以下の事項
- ⑪ 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨）
- ⑫ 派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨）
- ⑬ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- ⑭ 派遣先が⑤の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業させることができる日又は当該延長することができる時間数
- ⑮ 派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣労働者に対し、派遣先が設置及び運営する物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているもの（給食施設、休憩室及び更衣室を除く。）の利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与、教育訓練その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜の供与に関する事項
- ⑯ 労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこと、当該者が職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置
- ⑰ 派遣則 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる健康保険被保険者資格取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由（派遣則 26 の 2）
- ⑱ 期間制限のない労働者派遣に関する事項
- ・ 有期プロジェクトの業務について労働者派遣を行うときは、派遣法 40 条の 2 第 1 項 3 号イに該当する旨を記載すること。
 - ・ 日数限定業務について労働者派遣を行うときは、①派遣法 40 条の 2 第 1 項 3 号ロに該当する旨、②当該派遣先において、同号ロに該当する業務が 1 か月間に行われる日数、③当該派遣先の通常の労働者の 1 か月間の所定労働日数を記載すること。
 - ・ 派遣法 40 条の 2 第 1 項 4 号に掲げる育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。
 - ・ 派遣法 40 条の 2 第 1 項 5 号に掲げる介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。

[3] 派遣料金の明示（派遣法 34 の 2）

当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額又は当該労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額

【明示方法】

労働条件及び就業条件等の明示は、書面、ファクシミリ又は電子メール等（ファクシミリ又は電子メール等による場合にあつては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により個々の派遣労働者に明示することにより行わなければなりません（派遣則 26）。労働者派遣に関する料金の明示は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信、又は電子メール等の送信の方法により行わなければなりません（派遣則 26 条の 3 ①）。

【説明事項】（派遣法 31 の 2 ③）

- ① 派遣先均等・均衡方式（派遣法 30 の 3）に関し講ずることとしている措置の内容
- ② 一定の要件を満たす労使協定方式（派遣法 30 の 4 ①）に関し講ずることとしている措置の内容
- ③ 職務内容を勘案した賃金の決定（派遣法 30 の 5）に関し講ずることとしている措置の内容

【説明方法】

説明は、派遣労働者が、派遣元事業主が講ずる措置の内容を理解できるよう、書面を活用し、口頭により行うことが基本です（派遣則 25 の 18）。説明すべき事項をすべて記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の書面を用いる場合には、当該書面を交付する等の方法でも差し支えありません。